

9月県議会（9/21～10/7）が開会中です。

9月27日のふじおか義英県議の一般質問と答弁を紹介します。



## 放射性物質を含む廃棄物埋め立て処分に住民から不安の声 県は住民の不安解消に力を

放射性物質が検出された汚泥焼却灰を、小諸市内の民間業者が県内で初めて受け入れました。国が示した焼却灰埋め立ての基準は、放射性セシウムが1キログラムあたり8000ベクレル以下で、小諸市内の業者も独自の基準を設けていますが、地元住民から不安の声が出ており、県として業者に対しての監視・検査体制を求めました。

現在の放射性廃棄物埋め立て基準は「暫定基準」として、基準を緩めていると指摘。他国の「暫定基準」の例として、チェルノブイリのあるウクライナの基準との比較を紹介しました。

●牛乳では、日本1キロあたり200ベクレルに対して、ウクライナは半分の100ベクレル。

●穀類では、日本500ベクレルに対して、ウクライナは20ベクレル。

どの「暫定基準」もなし崩しに緩められ、これでは県民は国の基準を信用できません。県独自の基準を設定すべきと求めました。

荒井環境部長は、「国から基準の根拠も示されており、県としては国の基準に従って（業者に）指導していきたい」と述べるに留まりました。

## 県外の放射性廃棄物を受け入れず、住民が納得するまで埋め立ては凍結を —知事「県外からの受け入れもやむを得ない」—

『横浜市が放射性セシウム6468ベクレル検出の焼却灰を埋め立て処分すると発表。これに住民が抗議。市長は「説明不足だった」と謝罪し埋め立てを凍結』との報道記事（9月14日付）を紹介。「県内で出た廃棄物は埋め立てではなく、最終処分は国や東電で行うべき」と要望しました。

また、放射性物質を拡散させないためにも県外からは受け入れない、住民が納得するまでは埋め立てを凍結するといった県独自の方針を定めるよう知事に求めました。

阿部知事は「廃棄物はみだりに拡散すべきでない」とする一方で、「県外から受け入れることもやむを得ない」と答弁。

県民が納得するような説明が県からされていない、横浜市長のように英断をと重ねて求めました。



質問のなかでビックリ！…… ふじおか義英

セシウム1キログラムあたり10万ベクレル濃度の汚染された焼却灰も、場合によっては受け入れを許可しかねない答弁だと感じました。県民の命と健康を守る行政として許せない発言です。

また、ほとんどの住民に説明していないことも明らかになり、「これでやむなし」とは納得できません。住民のみなさんと力をあわせて声をあげていきます。